

平成21年8月31日

平成22年度の地方財政の課題

1. 地方分権改革の推進

- (1) 「基本方針2009」及び地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の役割分担等を見直すとともに、その見直しに応じ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しを一体的に推進。
- (2) 国と地方の税収比1：1を目指して、地方税を充実。地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を推進。
- (3) 地方分権推進の観点に立った直轄事業負担金制度等の見直しを検討。

2. 地方一般財源の総額の確保と地方財政の健全化等

- (1) 「基本方針2009」等を踏まえ、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせ、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行いつつ、経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定等を通じ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保。
- (2) 「基本方針2009」に基づき、経済危機的状況に照らし果敢な対応を適時適切に図る際には、経済対策の実効性を確保するために地方公共団体の協力が得られる適切な財政措置を実施するとともに、「定住自立圏構想」により定住を促進する取組を推進し、地域力の創造等に取り組む。
- (3) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の円滑な施行に努めるとともに、第三セクター等の改革や公立病院改革などを引き続き推進。また、各地方公共団体の「集中改革プラン」の着実な実施を推進するとともに、公務員人件費改革、地方公会計改革等を推進すること等により、地方行革を強力に推進。

(連絡先)

自治財政局財政課

担当:伊藤企画官、折居係長

代表:03-5253-5111 (内線23314、23323)

直通:03-5253-5612

FAX:03-5253-5615

(参考)

平成22年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

| 区 分 | 21年度 | 22年度 | | 特記事項 |
|---------------------------|------|------|--------|--------|
| | | 増減 | 伸び率(%) | |
| (歳出) | 兆円 | 兆円 | 兆円 | % |
| 給与関係経費 | 22.1 | 21.3 | △ 0.8 | △ 3.7 |
| 退職手当以外 | 19.8 | 19.1 | △ 0.7 | △ 3.6 |
| 退職手当 | 2.4 | 2.2 | △ 0.1 | △ 4.9 |
| 一般行政経費 | 27.3 | 28.6 | 1.3 | 4.9 |
| 補助 | 12.3 | 13.2 | 0.9 | 7.1 |
| 単 独 | 13.8 | 14.2 | 0.4 | 2.8 |
| 国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費 | 1.1 | 1.2 | 0.1 | 7.5 |
| 地方再生対策費 | 0.4 | 0.4 | 0.0 | 0.0 |
| 地域雇用創出推進費 | 0.5 | 0.5 | 0.0 | 0.0 |
| 投資的経費 | 14.1 | 14.1 | 0.0 | 0.0 |
| 直轄・補助 | 6.0 | 6.0 | 0.0 | 0.0 |
| 単 独 | 8.1 | 8.1 | 0.0 | 0.0 |
| そ の 他 | 18.2 | 17.9 | △ 0.3 | △ 1.7 |
| 一般歳出計 | 66.2 | 66.7 | 0.5 | 0.8 |
| 計 | 82.6 | 82.8 | 0.2 | 0.2 |
| (歳入) | | | | |
| 地方税等 | 37.6 | 36.6 | △ 1.1 | △ 2.8 |
| 地方税 | 36.2 | 34.2 | △ 2.0 | △ 5.4 |
| 地方譲与税 | 1.5 | 2.4 | 0.9 | 63.0 |
| 地方特例交付金 | 0.5 | 0.3 | △ 0.2 | △ 39.8 |
| 地方交付税 | 15.8 | 15.9 | 0.1 | 0.4 |
| 国庫支出金 | 10.3 | 10.4 | 0.1 | 0.8 |
| 地方債 | 11.8 | 13.1 | 1.3 | 10.9 |
| うち臨時財政対策債 | 5.1 | 6.5 | 1.4 | 27.0 |
| そ の 他 | 6.5 | 6.5 | 0.0 | 0.0 |
| 「一般財源」 | 59.1 | 59.3 | 0.2 | 0.4 |
| 計 | 82.6 | 82.8 | 0.2 | 0.2 |

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

- 注) 1 国のH22概算要求基準、「経済財政改革の基本方針2009」等を前提に作成したものであり、計数は全て仮置きである。
2 地方財政対策等は平成19年度から平成21年度までに講じていた方式と同様の方式と仮定して積算しており、仮試算の過程において見込まれた財源不足額13.7兆円(H21:10.5兆円)について、法律に基づく一般会計加算、臨時財政対策加算等の対策を講じることにより対処することを前提としている。なお、地方交付税法附則第4条第1項本文に基づく加算(1兆円)については、平成22年度においても計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政収支の状況等について検討を加えるとともに、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく所要の措置を講ずることとしている。
3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。

平成22年度 地方交付税・地方特例交付金 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(単位:億円)

| 項 目 | 平成22年度 要求額 A | 平成21年度 予算額 B | 増 減 額 (A-B) C | 増 減 率 C/B (%) | 備 考 |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|-------|
| <地方交付税> | | | | | |
| 一般会計からの 繰入れ ① | 172,648 | 161,113 | 11,535 | 7.2 | 入口ベース |
| 〔うち 法定率分 | 110,790 | 118,329 | △ 7,539 | △ 6.4 | |
| 「1兆円」の別枠加算 | 10,000 | 10,000 | 0 | 0.0 | |
| 法定加算分 | 7,561 | 7,231 | 330 | 4.6 | |
| 臨時財政対策加算分 | 44,297 | 25,553 | 18,744 | 73.4 | |
| 借入金償還 | △ 7,812 | 0 | △ 7,812 | 皆増 | |
| 借入金等利子 | △ 5,974 | △ 5,711 | △ 263 | 4.6 | |
| 剰余金の活用 | 0 | 2,800 | △ 2,800 | 皆減 | |
| 返還金 | 2 | 1 | 1 | 245.2 | |
| 計 | 158,864 | 158,202 | 661 | 0.4 | 出口ベース |
| <地方特例交付金> | | | | | |
| 一般会計からの 繰入れ ② | 2,780 | 4,620 | △ 1,840 | △ 39.8 | |
| 〔うち 児童手当特例交付金 | 1,162 | 1,162 | 0 | 0.0 | |
| 減収補てん特例交付金 | 1,618 | 1,458 | 160 | 11.0 | |
| 特別交付金 | 0 | 2,000 | △ 2,000 | 皆減 | |
| 一般会計からの繰入れ 合 計 ①+② | 175,428 | 165,733 | 9,695 | 5.8 | |

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- 1 この概算要求は、国の概算要求基準、「経済財政改革の基本方針2009」等を前提とした仮置きの数値である。この場合、地方財政対策等は平成19年度から平成21年度までに講じていた方式と同様の方式と仮定して積算しており、臨時財政対策加算は「平成22年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】」(参考)の財源不足額を基礎にして求めた額を計上している。なお、平成22年度においても地方交付税法附則第4条第1項本文に基づく加算(1兆円)を計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政収支の状況等について検討を加え、必要に応じて、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく所要の措置を講ずることとし、要求内容の修正を行う。
- 2 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 3 平成20年度の国税決算に伴う地方交付税の精算(△6,596億円)については、平成21年度地方財政対策における平成19年度の国税決算に伴う地方交付税の精算の取扱いと同様に、平成23年度以降において行うこととしている。
- 4 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成21年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 5 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、児童手当特例交付金については平成21年度と同額を仮に計上するとともに、減収補てん特例交付金については、平成22年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。